

●香川県選挙管理委員会告示第17号

平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和6年10月11日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
高松市	略		高松市	略	
	高松市東谷コミュニティセンター	略		高松市東谷コミュニティセンター	略
	高松市古高松南コミュニティセンター	略		高松市香川町多目的研修集会施設	高松市香川町安原下第3号 <u>194番地1</u>
	略			高松市古高松南コミュニティセンター	略
	高松市香南町由佐農村環境改善センター	略		略	
	高松市香南町由佐農村環境改善センター	略		高松市香南町由佐農村環境改善センター	略
高松市国分寺会館	略	高松市香南コミュニティセンター	高松市香南町由佐1172番地		
略		高松市国分寺会館	略		
略		略	略		
略		略	略		